

2021年度

事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会

2021年度 社会福祉法人悠仁福社会 事業計画

基本方針

【事業方針】

社会福祉法人の果たすべき役割を十分に認識し、武田病院グループの経営理念「思いやりの心」を持ち、利用者、家族、地域社会との間に信義と信頼のかけ橋を架け、利用者の自立及び利用者本位の介護を施設運営の基本とし、より質の高いサービスを提供する施設として、地域に開かれ、安定した施設運営を目指す。

また、京都認知症総合センターとして、認知症初期から看取りまでの一貫したサービスを提供し、認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、認知症の人やその家族に対し、状況に応じた適切な事業を提供し、支援できることを目指す。

【運営方針】

- (1) 尊敬と思いやりの心をもってサービスを提供し、利用者が安心して心豊かに生活できる環境をつくり、利用者及び家族から信頼される施設運営を行う。
- (2) 京都認知症総合センターの「医療支援」「初期支援」「在宅支援」「施設・居宅系サービス」の4機能の充実を図るとともに、これらを有機的に連携させ、認知症の初期から看取り期までの支援が切れ目なく受けられる施設として、その充実を図る。
- (3) 地域密着型サービスにおいて、慣れ親しんだ地域で継続した生活ができるようサポートする。
- (4) 各支援団体や民生委員、地域の方々との交流を促進し、地域と連携した取組みを目指す。
- (5) 利用者等には、親切・丁寧をモットーに、介護保険法その他の規程に則して、安心・安全かつ適切な業務運営に努める。
- (6) 地域や職域で認知症への理解を深めるための普及、啓発を促進するとともに、認知症の人にやさしい地域づくりを積極的に展開する。

【長期計画】（2019年度～2024年度）

- ・きょうと福祉人材育成認証制度上位認証の取得
- ・各地域の地域ニーズに応じた新規事業の展開

【中期計画】（2019年度～2021年度）

- ・新卒学生の積極的な採用
- ・離職率8%未満、有給休暇取得率60%以上の働きやすい職場作り
- ・ベトナム人をはじめとする外国人介護士の育成と定着

□ 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

グループとしてのスケールメリットを活かし、事業運営の適正化を図るため、法令遵守規程に基づき、基準等の不適合事項、介護報酬請求の誤り、その他法令違反等、各事業所における法令等の遵守状況について定期的な確認を実施し、職員一人ひとりが法人や各事業所の運営方針を深く理解し、行動する。

令和3年介護報酬改定に対し、科学的介護情報システム「LIFE」へ利用者にかかるデータを提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの向上の取り組みを推進することにより新たな加算取得に取り組む。また、クリニックにおいてはマイナンバーカードによる健康保険確認が可能となることによりオンライン資格確認システム導入に向け調整する。

□ 人財の確保・育成及び定着（働きがいのある職場作り）

- (1) 人財確保に向けて、計画的に施設見学会やインターンシップの受け入れを行うとともに、当法人だけに留まることなく武田病院グループ全体の課題として受け止め、『ブリッジおもしろの会』（介護の魅力を発信するチーム）に引き続き職員を派遣し、グループ各法人との連携を強化する。
オンラインを活用した採用活動も積極的に行うとともに、京都認知症総合センターと鳳凰槇島が共同で施設見学会を計画的に開催し、人財確保に努める。
- (2) 教育・研修委員会が中心となって職員の教育に取り組み、現任教育の体系化をとっていくプリセプターシップシステムや階層別の教育計画を系統的に取り組みとともに、個人別研修ファイルの利用、一般職用・役職用キャリアパスの活用を継続することにより、今後の目指すべき方向性を自覚できる組織人、職業人を育てる。
- (3) 随時、介護職の喀痰吸引等育成研修を受講し、施設での実地研修を推進していくことで、特定行為従事者の養成を行い24時間安心してご利用者が生活できる環境を作る。
- (4) パーソンセンタードケアの考えに基づき、認知症になっても「その人らしい生活」を支えられる知識と対応能力のある職員を育てる。
- (5) 認知症キャラバンメイトや園芸療法、料理療法等の認知症に関わる研修を受け、事業所内や地域に向けて発信できる職員を育成する。
- (6) 多職種協働、部署間において協力し、『楽しみを仕事に』をコンセプトに魅力ある施設づくりを目指し、職員の定着を図る。また、法人全体で人事交流や職員交流会など実施し、離職防止に取り組む。
- (7) 一般事業主行動計画、次世代育成支援対策として年次有給休暇の取得促進、テレワークの導入等、女性活躍推進法に基づく数値目標として女性管理職の比率を掲げ、その実現に取り組む。特に、年次有給休暇については、一人当たり年間有休取得率の目標を掲げ一人年間5日以上の有給休暇を計画的に取得できるように取り組む。
- (8) 実習生等の受け入れ

| | |
|----------------------------|----|
| 看護学科・介護科等実習生の受入れ | 随時 |
| 福祉職場体験学習の受入れ | 随時 |
| インターンシップの受入れ | 随時 |
| 外国人介護技能実習生（ヴィラ鳳凰1名、鳳凰槇島1名） | |

□ 地域・医療・職員間の連携重視

- (1) 認知症に関する事業者向け研修および市民向け研修を継続実施し、地域の事業者との連携、地域住民への認知症についての理解を深める。
- (2) 認知症の人と家族の会や町内会・自治会、子供会など地域の幅広い年齢層の方たちが集えるような交流機会を作り、関係性の構築に努める。
- (3) 「認知症の人にやさしいまち・うじ」の宣言を受け、その実現に向けて取り組まれている宇治市認知症アクションアライアンス「れもねいど（Lemon-Aid）」の活動に対して、引き続き、当法人として参画し、宇治市、京都府と連携を図る。
- (4) 地域包括支援センターや宇治久世医師会、認知症疾患医療センター等、関係機関との情報交換の機会を確保し、相互の連携を図るなど、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本地域における地域包括ケアの推進に寄与する取組みを進める。
- (5) 近隣の高等学校、中学校、小学校との交流を通じ、認知症への理解を深め、認知症の疾病観を変えるための取組を進める。
- (6) 法人内施設はもとより、武田病院グループ内各施設との応援体制の平時の準備と体制づくりをグループ本部と連携して行う。

□ ケアの質と利用者満足度の向上

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について、通所サービスの充実に努める。
- (2) 認知症に関する研修や取り組み等を通じて、認知症ケアにかかる知識を深め、対応力の向上を図るとともに、利用者満足度調査の結果をサービスに反映するなど、利用者、家族との信頼関係を深め、認知症ケアの質的向上に取り組む。
- (3) 地域住民や関係機関等と連携して、認知症の人が地域で安心して過ごせるよう「高齢者の見守り・SOSネットワーク」の構築に努めるとともに、回想法やタクティールなどの認知症ケアに関する取り組みを外部の事業所等に発信するなど、地域における認知症ケアの向上を図る。

□ 危機管理の徹底

(1) 事故防止・危機管理への対応

- ①利用者の立場、利益を守る観点から介護のより一層高い安全と質を保障するものとなるよう、事故防止に向けて更なる改善を行う。
- ②食中毒や感染症並びに自然災害等の発生に対しては、関係機関とも連携の上、それぞれのマニュアルに沿って、迅速・適切に初動対応等を行う。また、突発的な経営環境変化など不測の事態が発生しても事業を継続させるためや、万一業務の縮小を余儀なくされる場合でも優先業務を継続させるための方針・体制・手順などを盛り込んだ事業継続計画に基づき、危機管理の強化を図る。更に状況に応じて同計画の見直しを適宜行うとともに、訓練を実施する。

感染対策については、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場という施設の特徴を踏まえ、高齢者が罹患しやすい感染症に関する正しい理解や予防、発生時における適切な対策に関する知識の習得等に取り組むとともに、職員自身の健康管理に努めるなど、日常業務における感染対策の実践に取り組む。

特に、新型コロナウイルス感染対策として、職員の出勤についての判断・利用者サービスの利用可否についての判断基準のもと、各事業を実施するとともに、職員自身が感染源とならないよう、日常の行動についての方針を随時更新し周知徹底する。また防御用品の備蓄についても適正数を確保する。

- ③利用者の離棟を未然に防ぐため、法人全体で情報共有を行う。また、離棟を想定したマニュアルを作成し、迅速かつ安全に保護できるようにする。
- ④発生頻度が高いとされている事故等（転倒・転落、利用者同士のトラブル、誤飲、誤嚥、無断離所）について、個別のマニュアルに沿った運用を行う。

(2) 虐待防止について

高齢者に対する虐待は、家庭や施設等で身近な問題として存在している。このため、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護・看護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められることから、高齢者虐待の防止に向け、会議の開催や研修への積極的な参加など、具体的な取り組みを徹底するとともに、各事業の運営規程にも定めることとする。

(3) ハラスメントの防止について

職員の就業環境が害されることを防止するための対策として、引き続き職員に対する研修、ハラスメントに関する規程および相談窓口等の周知を図る。

2021年度

事業計画

社会福祉法人 悠仁福祉会
京都認知症総合センター

2021年度 京都認知症総合センター事業計画

1. 基本理念

「私たちは、利用者様が悠々と心穏やかに、ゆったりと過ごしていただけるように、尊敬と思いやりの心をもって支援します。」

【長期計画】2016年度～2024年度

- (1) 中宇治地域の拠点として、地域に密着した福祉の総合支援ができる施設となる。
- (2) 認知症の人の視点に立ったサポート体制の構築を地域と共に実現する施設となる。
- (3) 利用者、家族、職員に選ばれる施設となる。
- (4) 新規学卒者から選ばれる施設となる。

【中期計画】2019年度～2021年度

- (1) 居宅介護支援事業所の人員体制の強化を行い、更に地域との連携を意識し、地域に密着したサービスの展開を図る。
- (2) 市民、企業に対して、認知症安心サポーター養成講座等を計画的に実施し、認知症の正しい理解の普及啓発を推進する。
- (3) カフェほうおうでの初期支援プログラムの構築、当事者ミーティングや手作り市等の計画的な実施などについて、中間管理者がリーダーシップを発揮し継続性のあるものにする。
- (4) 地域の高校、専門学校、大学等と連携を図り、福祉の魅力を伝える出前講座やインターンシップ等の活用及びホームページでの情報発信を強化し、人財の確保を図る。
- (5) メンタル面でのサポート体制強化を行い、職員の定着を図る。
- (6) 認知症高齢者のための環境指針やタクティール等を計画的に取組み、その取組みを外部の事業所等へ発信することにより、地域とともに認知症ケアの向上を図る。

【単年度計画】スローガン

『 一人ひとりの笑顔を大切に、心でつながる思いやりのケア 』

2. 京都認知症総合センター年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--------------------------|-----|-----------------------------|
| 4月 | | 10月 | 手作り市、RUN伴 |
| 5月 | 茶摘み、安全運転講習 | 11月 | 安全運転講習、SOS声かけ訓練 多職種連携交流会 |
| 6月 | 水害訓練、手作り市 多職種連携交流会 | 12月 | 餅つき、回想法 |
| 7月 | 回想法 | 1月 | |
| 8月 | 夏祭り | 2月 | 消防訓練 |
| 9月 | 消防訓練、敬老祝賀式 スカイフェスティバル | 3月 | |

月間行事 第3土曜日 こども食堂
奇数月 クリーン活動

【事業所別利用者数値目標】

| | 特養 | 短期 | 通所介護 (一般) | 居宅介護 支援事業所 | ケアハウス | 通所介護 (認知) | 認知症対応型 共同生活介護 |
|------------------|-------|--------|--------------|---------------|-------|--------------|------------------|
| 年間平均稼働率 | 98.5% | | 91.0% | 36.5件/人 | 98.5% | 92.0% | 98.5% |
| 1日平均入所 (利用)者数 | 98.5人 | | 36.4人 | | 29.6人 | 11.0人 | 17.7人 |
| | クリニック | | | | 訪問看護 | 訪問介護 | |
| | 初診 | 再診 | 計 | 1日平均 利用者数 | 20.3人 | 13.5人 | |
| 年間総数 | 733人 | 5,420人 | 6,153人 | | | | |
| 1日平均 | 2.5人 | 18.5人 | 21.0人 | | | | |

【月間行事計画】

- 機関紙「京都認知症総合センター通信」発行（4月・10月）※全事業所合同
- 機関紙「ほうおうだより」発行（毎月10日前後）
- 機関紙「ショートだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「デイだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「ケアハウスだより」発送（毎月10日前後）
- 機関紙「訪問介護だより」発行（4回/年）
- 機関紙「訪問看護だより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「グループホームだより」発行（毎月10日前後）
- 機関紙「認知症デイだより」発行（毎月15日前後）
- 機関紙「クリニック&カフェほうおうだより」発行（5月・9月・1月）

【特別養護老人ホーム】

□ 実施方針

ホスピタリティー（※）精神に基づき、入所者にとって居心地の良い居場所作りを目指す。

□ 重点項目

- (1) 個々の援助一つひとつの質を上げるために、各自が援助の目的（根拠）や専門性を意識し、良い技術を共有する。また、個々の力量だけでなく、チームとしての専門性を高めることを目指す。また、それぞれの専門的見地から入所者、入所者家族に対してのアプローチ（コロナ禍でもあるため、こまめな電話連絡・LINEでの面会・生活機能の維持、他入所者との交流を目的としたICTを活用したオンラインでの取り組み等）について充実を図り、多職種協働でその人らしく安心した生活が送れるように支援する。
- (2) 入所者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、日々の気づきを職員間で共有し、可能性の実現と生活の質の向上に努める。
また、コロナ禍であっても普段と変わらない日常を過ごせるよう、入所者のニーズに応じた入所者主体の楽しみや生活の意欲向上に繋がるような企画や実施を目指す。（テイクアウト利用、施設内のレクリエーションの充実等）
- (3) 認知症について理解し、認知症対応力を向上させていくため、無資格者は、3年以内（新入職員は1年以内）に認知症介護基礎研修を受講できるよう体制を整える。また、無資格者に関わらず専門職として、認知症ケア、感染症予防の正しい知識を

身に付け、様々なケースの認知症の症状に対して根拠に基づき対応できる力を身に付ける。コロナ禍のため、内部での集合研修や外部研修へ行くことが難しくなってくることも想定されるため、施設内での動画研修、資料での自己学習、外部ではオンライン研修参加への機会を確保する。

- (4) 新規入所者、身体機能の低下（変化）が著しい入所者に関しては特に転倒・転落等の事故が発生しやすい状況があるため、日々の気づきの共有、ほっと報告の活用、カンファレンスの強化（情報収集・予測されるリスク・課題分析・対応等）を多職種協働で継続的に取り組んで行くことで事故予防に努める。

※ホスピタリティーとは、『心からのおもてなし』『おもいやり』の意味

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 実施方針

おもてなしの精神を大事にして、ご利用者一人ひとりが満足していただけるショートステイを目指す。

□ 重点項目

- (1) 個々の援助一つひとつの質を上げるために、各自が援助の目的（根拠）や専門性を意識し、良い技術を共有する。また、個々の力量だけでなく、チームとしての専門性を高めることを目指し、それぞれの専門的見地から利用者、家族に対してのアプローチを行い、他職種協働で在宅生活が継続できるように取り組み、安心できる生活の場を提供する。
- (2) 感染対策を講じながら利用者が主体性を持ってレクリエーション等へ取り組める環境を提供し余暇活動の充実を図る。また、パーソンセンタードケアの概念に基づいた認知症ケアを実践し、より根拠に基づいた質の高いサービスを提供する。
- (3) 専門職として、認知症ケア、感染症予防の正しい知識を身に付け、様々なケースの認知症の症状に対して根拠に基づき対応できる力を身に付ける。コロナ禍のため外部に研修へ行くことが制限されるため、オンライン研修参加への機会を確保する。
- (4) 施設内で機能訓練指導員がカンファレンスに参加し、利用者との関わりを持つことで、利用者の残存機能の維持や向上に努め、在宅生活の継続に繋げていく。

□ 全体の年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|----------|-----|--------|
| 4月 | 花見 | 10月 | 遠足 |
| 5月 | 茶摘み（新茶会） | 11月 | |
| 6月 | あじさい見学 | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 七夕、家族交流会 | 1月 | 初詣、新年会 |
| 8月 | | 2月 | 節分 |
| 9月 | | 3月 | ひな祭り |

【通所介護・通所介護相当介護サービス】

□ 実施方針

利用者個人の心身状況や取り巻く環境の把握を深め、関係機関との顔の見える関係づくりや情報共有を図り、新型コロナウイルス等の感染予防対策を講じ、利用者が集団の中で社

会性を維持しながら、自分らしく在宅生活が継続できるよう支援する。

□ 重点項目

- (1) 各専門職の知識の向上を図り、適切なケアの提供、新型コロナウイルス等の感染防止に努める。
- (2) その人らしく暮らし続けられるための心身の維持・向上が図れる通所介護計画書、機能訓練計画書の策定を行う。
- (3) 在宅生活が継続できるように機能訓練の充実を図り、心身機能の維持・向上に努める。
- (4) 関係機関やご家族との綿密な情報共有により、心身の状況に応じた切れ目のないケアの提供に繋げる。
- (5) クラブ活動（音楽、制作、アクティブ、園芸）を充実させ、余暇活動を通じ社会参加や地域交流、機能訓練の機会を提供し心身の活性化を図り、認知症予防に努める。

□ 年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|---------------|-----|-------------|
| 4月 | 花見外出 | 10月 | 運動会 |
| 5月 | 端午の節句レクリエーション | 11月 | 紅葉狩り |
| 6月 | デイサービス感謝祭 | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 七夕祭り | 1月 | お正月レクリエーション |
| 8月 | デイサービス夏祭り | 2月 | 節分レクリエーション |
| 9月 | 敬老会 | 3月 | ひな祭り |

【ケアハウス・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

□ 実施方針

入居者様が可能なかぎり自立した日常生活を送っていただけるように新型コロナウイルス感染予防に努めサービスの提供を行う。

□ 重点項目

- (1) 新型コロナウイルス等感染予防に努め、入居者同士の交流を図ると共に、多職種協働でその人に合った生活環境の提供に努める。
- (2) 入居者個々のニーズに合った教室や行事に参加していただき、日常生活の質の向上を図る。
- (3) カンファレンス及び勉強会を通して、入居者や疾患に対する知識理解を深め、介護度に応じたより良いサービスの提供を行う。
- (4) 入居者の状況を家族と共有するため、電話やホームページの更新を頻回に実施し、家族との信頼関係の構築に努める。
- (5) 新型コロナウイルス等感染予防に努めながら、庭園を活用した入居者間の交流の場を設け安心して参加してもらうようにする。

□ 年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|------------|-----|------------|
| 4月 | お花見 | 10月 | 外出レクリエーション |
| 5月 | 外出レクリエーション | 11月 | 紅葉 |
| 6月 | | 12月 | クリスマス忘年会 |
| 7月 | 七夕 | 1月 | 新年会、初詣 |
| 8月 | 花火 | 2月 | 節分 |
| 9月 | ケアハウス茶話会 | 3月 | ひな祭り |

【クリニック】

□ 実施方針

認知症であっても、その人らしく豊かに生活することができるよう、患者の気持ちを汲み取れる細やかなケア及び患者が人としての尊厳が守られていると実感できる援助を提供する。

□ 重点項目

(1) 安心・安全な医療の提供

- ・医療安全の推進
- ・認知症の人と家族・介護者と情報を共有し、同じ目標をもって患者に安心な医療・ケアが行えるよう努める。

(2) 鑑別診断後のケアの提供

- ・診断後、認知症に関して情報提供するとともに、患者・家族へ支援を行う。認知症であっても持てる能力を活かし安心して生活することが出来るよう支援する。
- また、京都認知症総合センター内の他事業所や地域等と連携を図りながら、その人に合った暮らしが見つけれられるよう支援する。

(3) 職員個々の専門性を生かした能力の発揮

- ・職員個々の知識向上・技能向上を図るため、研修会や事例検討会等に参加する。

(4) 認知症に関する研究に取り組み、外部への情報発信

- ・認知症ケア・看護を普及させるため、認知症の早期診断・早期治療と予防の重要性に対する啓発活動を行う。

(5) 定期的フォローの実施

- ・継続来院患者のフォローアップ受診を計画的に実施する。また、一旦診察が終了している患者に対してもフォローアップ受診を推進する。

(6) 算定漏れの防止

- ・クリニック内の算定項目の変更に応じた算定の見直し及び算定漏れを防止する。

【認知症カフェ】

□ 実施方針

認知症の人や家族等からの相談や安心できる居場所となり、また本人の生きがいや社会参加の場として、認知症の人、家族、地域住民等、誰もが気軽に集える場となるよう取り組みを行う。

□ 重点項目

- (1) 認知症初期支援の拠点となるよう若年性の認知症の人、認知症初期の人及びその支援者にカフェに足を運んでもらえるような取り組み・広報に加えて、ICTを活用した

- オンラインでの取り組みや相談方法等について充実を図る。
- (2) 各種関係団体やボランティア等との連携、また地元企業とWin-Winの関係となる協力体制の構築を更に推進し、認知症初期の方や若年性認知症の方等の生きがいがづくりや社会参加支援に繋がる新たなプログラムの展開を行う。
 - (3) 当事者自身によるピアサポートを継続し、当事者同士の出会いの場、相談窓口としての体制を強化すると共に他地域への普及促進にも努める。
 - (4) カフェでの活動を理解し、サポート役になれる人材の確保・育成を行う。

【認知症対応型共同生活介護】

実施方針

利用者の自立性を尊重し、住み慣れた町でその人らしく生活できるよう支援する。
また、利用者の人権を尊重し、生活の安全を実現するための工夫と実践に努める。

重点項目

- (1) 家族や関係者との信頼関係を構築し、開かれた事業所づくりに努める。
- (2) 事業所の生活がより豊かなものとなるよう、楽しみの充実を図る。
- (3) 質の高いサービス提供に向けた介護技術や知識の向上に取り組む。

年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|------------------|-----|------------|
| 4月 | 昼食行事（季節のお弁当） | 10月 | ボッチャ大会 |
| 5月 | 八十八夜 | 11月 | 紅葉狩り |
| 6月 | 外出行事（あじさい鑑賞） | 12月 | クリスマス会、餅つき |
| 7月 | 七夕祭り | 1月 | 新年会 |
| 8月 | 外出行事（地藏盆） 夏祭り | 2月 | 節分 |
| 9月 | 敬老会 | 3月 | ひな祭り、お花見 |

【認知症対応型通所介護】

実施方針

本人や家族の思いを尊重し、自宅で望む暮らしが継続できるように支援する。

重点項目

- (1) 新型コロナウイルス等感染予防に努め安心、安全なサービスを提供する。
- (2) クリニックや他事業所、ご家族と連携を図り、利用者の病状に合った個別ケアを実践する。
- (3) 認知症病型別の理解及び情報収集を行い、伝達等を通じて職員全員が統一したケアの実践やスキルアップに努める。

□ 年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|---------------|-----|---------|
| 4月 | お花見を楽しむ、3周年行事 | 10月 | 秋の運動会 |
| 5月 | 新茶を楽しむ | 11月 | 紅葉を楽しむ |
| 6月 | 春の運動会 | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 七夕 | 1月 | 正月の伝承行事 |
| 8月 | 夏祭り（オレンジデイ独自） | 2月 | 節分 |
| 9月 | 敬老会 | 3月 | ひな祭り |

【居宅介護支援事業】

□ 実施方針

新型コロナウイルス等の感染症予防に努めながら、本人や家族が望む暮らしを実現できるように支援を進めていく。

具体的には、地域資源や多様なサービスを利用しながら、その人の能力や意欲を引き出し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援を行っていく。

□ 重点項目

- (1) 他の専門職等の人材、事業所や医療機関との情報共有を適宜図りながら、適切なタイミングで連携を図り、生活意欲の高まるケアプラン作成や支援を心掛ける。
- (2) 地域住民との協働により、社会資源の発掘及び活用にも尽力していく。
- (3) 認知症や看取り、新型コロナウイルス等の感染症に対する知識を深めるため、事例検討会を含めて積極的に組織内外の研修会等へ参加し、対応力・連携する力を向上させる。

【訪問看護・介護予防訪問看護】

□ 実施方針

地域の保健・医療・福祉に根ざしたサービスを提供し、利用者及び家族が安全で安心した在宅生活が継続できるよう支援していく。

□ 重点項目

- (1) 危機管理の徹底
訪問看護部会での、ほっと報告やコールバックの共有、また施設内でのカンファレンスの実施により事故を未然に防げる体制を確保していく。
- (2) 安心で安全な質の高いサービスの提供
各スタッフのスキルアップ、および管理者の同行訪問の実施により利用者及び家族が満足のできるサービスの提供を目指していく。
- (3) スキルアップの為の効果的な職員教育の充実
コロナの影響もあり、外部研修への参加が難しい。内部研修の実施についてもサテライトと時間を合わせて行っていくことが課題である。経験年数の浅いスタッフも多いため、スキルを上げるためには研修の実施だけではなく、キャリアのあるスタッフに同行し学びを深める事も考えていく。
- (4) 関係機関との連携強化
地域の関係機関との連携の強化はできてきた。今後は、在宅医との連携強化に力を入れていきたい。また、管理者だけではなく、スタッフが初回訪問や退院時カンファレンスに参加し、地域と顔の繋がる関係を築いていく。

【訪問介護】

実施方針

利用者と家族の意思を尊重し、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、思いやりの心をもって支援する。

重点項目

- (1) 利用者が在宅生活を継続できるよう、利用者個々の能力を活かした自立支援を行う。
- (2) 関係機関との連携を図り、信頼関係構築に努める。
- (3) 認知症ケアなど多種多様な利用者のニーズに対応できるよう組織内外の研修へ積極的に参加し、職員のスキルアップに努める。
- (4) 事故だけでなく、災害や感染症等のリスクを考慮し、安心・安全なサービスが継続して提供できるよう、危機管理の徹底に取り組む。

3. 職員関連

諸会議

| 会議名称 | 頻度 | 内容 |
|------------|--------|--|
| 認知症地域連携協議会 | 1回/3ヶ月 | 認知症の人が自分らしく安心して暮らせるまちをつくるため、センターの取組みについて、各種関係団体・行政等とその課題等を検討 |
| 本部管理者会議 | 1回/月 | 施設管理・人事・行事等に関する事 |
| 合同管理者会議 | 1回/月 | 稼働状況、資金収支、資金繰り等に関する事 |
| 運営会議 | 1回/月 | 施設運営全般に関する事 |
| 認知症カフェ会議 | 1回/月 | カフェほうおうの運用に関する事 (認知症初期支援プログラムやピアサポート、3チームの活動等の進捗状況の把握と情報共有等) |
| 地域づくり連携チーム | 1回/2ヶ月 | 地域と連携する取組の企画・運営に関する事 (福祉まつり・手作り市・RUN伴・SOS訓練など) 地域・学校等でのキャラバンメイト・多職種連携交流会の企画・運営に関する事 認知症ケアの地域への発信に関する事 (認知症高齢者の環境指針・タクティール・料理療法、回想法など) 認知症地域連携協議会での報告に関する事 |
| 当事者チーム | 1回/2ヶ月 | 当事者主体の取組の企画・運営に関する事 (当事者ミーティング・初期支援プログラム・ピアサポートなど) 認知症初期支援プログラムの地域発信に関する事 |
| 全体会議 | 随時 | 諸報告等に関する事 |
| 宇治武田病院連携会議 | 1回/2ヶ月 | 宇治武田病院との連携に関する事 |

| | | |
|------------------|---|---|
| 宇治武田病院との連携在宅支援会議 | 1回/2ヶ月 | 地域医療連携室とヴィラ鳳凰居宅、セリエ居宅、カフェほうおうとの連携に関する事 |
| 地域運営推進会議 | 1回/2ヶ月 (グループホーム) 1回/6ヶ月 (認知デイ) | 提供しているサービスの活動状況を報告し、運営に関する要望や助言等を聴取・協議 (利用者・家族・地域住民の代表・その他で構成) |
| 榎島合同GH会議 | 1回/2ヶ月 | グループホームの情報交換に関する事 |
| 居宅運営会議 | 1回/月 | 居宅サービス連携に関する事 |
| 特養会議 | 1回/月 | 特養内の情報交換に関する事 |
| 2階・3階リーダー会議 | 1回/月 | ユニット間・事業所間の情報交換に関する事 |
| ユニット会議 | 1回/月 | ユニット内の情報交換に関する事 |
| 栄養会議 | 1回/月 | 管理栄養士・調理員間の情報交換に関する事 |
| デイサービス会議 | 1回/月 | デイサービス内の情報交換に関する事 |
| ケアハウス会議 | 1回/月 | ケアハウス内の情報交換に関する事 |
| ショート会議 | 1回/月 | ショートステイ内の情報交換に関する事 |
| グループホーム会議 | 1回/月 | グループホーム内の情報交換に関する事 |
| オレンジデイサービス会議 | 1回/月 | 認知デイ内の情報交換に関する事 |
| 訪問看護会議 | 1回/月 | 訪問看護内の情報交換に関する事 |
| 訪問介護会議 | 1回/月 | 訪問介護内の情報交換に関する事 |
| クリニック会議 | 1回/月 | クリニック内の情報交換に関する事 |
| 相談員会議 | 1回/月 | 生活相談員の業務と情報交換に関する事 |
| 医務会議 | 1回/月 | 特養看護職員間の情報交換に関する事 |
| 事務会議 | 不定期 | 事務員間の情報交換に関する事 |
| 居宅支援事業所会議 | 毎週火曜日 | 居宅ケアマネ間の情報交換に関する事 |

□ 諸委員会

| 委員会名 | 頻度 | 内容 |
|------------|--------|--------------------------------|
| 感染対策委員会 | 1回/2ヶ月 | 感染対策に関する事 衛生管理に関する事 |
| 防火・防災管理委員会 | 1回/2ヶ月 | 防火・防災管理に関する事 消防訓練・水害訓練に関する事 |

| | | |
|-------------------------------|------------------------|--|
| 職員研修委員会 | 1回/2ヶ月 | 勉強会の企画調整に関すること |
| 安全対策委員会 | 1回/月 | 事故等防止対策に関すること コールバック連絡書に関すること 取組み状況の確認に関すること |
| 身体拘束に関わる会議 | 1回/3ヶ月 | 身体拘束に係る実地・意識調査に関すること |
| 介護保険委員会 | 1回/3ヶ月 | 介護保険事業者自主点検に関すること 介護サービス情報の公表に関すること |
| サービス向上・業務改善委員会 | 1回/2ヶ月 | 満足度調査及び改善提案に関すること |
| QMS委員会 | 1回/2ヶ月 | 内部監査及びQMS審査に関すること QMSについての理解の為の勉強会の実施 |
| 教育委員会 | 1回/2ヶ月 | 施設内の経年別研修等の企画、実施に関すること |
| 衛生委員会 | 1回/2ヶ月 1回/2ヶ月(ラウンド) | 職員の安全・衛生に関すること |
| 医療的ケア検討委員会 | 1回/月 | 介護職員の医行為に関すること |
| 栄養委員会 | 1回/月 | 献立及び嗜好調査に関すること |
| 入所検討委員会 (特養・ケアハウス・グループホーム) | 1回/月 | 入所申込者の入所の可否に関すること 次期候補者決定に関すること |
| 夏祭り実行委員会 | 5月(初回) その後随時 | 夏祭りの企画、実施に関すること |
| 文化祭実行委員会 | 7月(初回) その後随時 | 文化祭の企画、実施に関すること |

※ その他、武田病院グループの主催する部会等に参加する。

4. 職員教育及び研修

経年別、職種別研修

| 研修名 | 内 容 |
|------------------|--|
| 新規採用職員(プリセプティ研修) | 年4回開催 (1年間でキャリアパス新人レベルが概ね達成できるよう支援。講義や個人発表は書面やWEB及び動画等も使用して実施。研修委員会企画の勉強会に1人年2回は参加) |
| 中途採用者研修 | オリエンテーション後、レベルに合わせた研修に参加。入職時職務経験者であっても原則プリセプター制度で指導 |
| パート職員研修・一般職員 | 書面学習やWEB及び動画等も使用して年2回開催 (研修委員会企画の勉強会に1人年2回は参加) |
| プリセプター研修 | 書面学習やWEB及び動画等も使用して年2回開催 (新人教育に携わり自己も成長できることを目指す) ※ 原則プリセプティとの合同研修 |

| | |
|----------------|---|
| 係長・士長代理・課長代理研修 | 書面学習やWEB及び動画等も使用して年2回開催 (職種関係なく、雇用管理・人材育成について管理者が講師となって企画・実施。) |
| 主任・副主任・中堅職員研修 | 高齢者施設で働くやりがいや魅力について、施設長が講師となって企画・実施。WEB開催等、クリニック主催の専門職向けの認知症研修に1人年1回参加。 |

※ コロナウィルス感染拡大予防の為、研修方法については、資料を用いての自己学習、オンライン及び動画視聴等実施時期の状況を踏まえて対応する。

全職員：上半期・下半期の目標設定、評価は各職種毎のキャリアパスを使用し、4月・10月にレポートを提出。

また、役職者については、役職者用のキャリアパスを使用し、役職者としての目標設定・評価も行いレポートを提出。

□ 勉強会

職員研修委員にて企画・実施（月1回）

| 内 容 | 内 容 |
|----------------|---------|
| 感染症・食中毒予防（年2回） | 緊急時対応 |
| 接遇 | 介護技術 |
| 身体拘束・虐待防止（年2回） | メンタルヘルス |
| 看取り | 褥瘡予防 |
| 個人情報・プライバシー保護 | ハラスメント |
| 法令遵守 | 認知症 |
| リスクマネジメント | |

※1 コロナウィルス感染拡大予防の為、伝達方法については、資料を用いての自己学習、オンライン及び動画視聴等実施期間の状況を踏まえて対応。

※2 上記研修及び勉強会の一部は、京都認知症総合センターとグループホーム鳳凰槇島と合同で実施。

2021年度

事業計画

社会福祉法人 悠仁福社会
鳳凰槇島

2021年度 鳳凰槇島事業計画

1. 基本理念（鳳凰槇島）

地域包括ケアのまちづくりに向けて、包括的・継続的な切れ目のないサービスを提供し、生活機能の維持回復や、家族の負担軽減に努めます。

グループのスケールメリットを活かし、医療ニーズの高い利用者や、看取りの支援においても、思いやりの心を持って支援します。

【長期計画】2019年度～2024年度

地域に根ざした在宅福祉サービスを構築し、認知症利用者が安心して利用できる基盤を構築する。

【中期計画】2019年度～2021年度

次世代を担う職員を育成し、より多様化する業務に対応出来る体勢を強化する。

施設内外や関係機関との連携を強化し、チーム力を高める。

【2021年度計画】

コロナ禍における、感染症対策の強化に努めながら、安心して利用できるサービスを提供する。また、事業所における職員満足度の向上、後継の人材育成、WEBを活用し地域への発信や、地域住民の理解、信頼を得て地域との共生を図る。

介護報酬改定に伴い、算定可能な加算については、算定根拠を確認し要件の整備を行い算定に向けて取り組む。

【事業所別利用者数値目標】

| | 認知症対応型 | 看護小規模多機能型 |
|--------------|--------|-----------|
| 年間平均稼働率 | 98.5% | 登録数 |
| 1日平均入所（利用）者数 | 17.7人 | 27人/月 |

【年間行事計画】

○機関紙「鳳凰槇島通信」発行（毎月10日前後）

【認知症対応型共同生活介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、地域や医療との連携を密にし、地域の一員としてその人らしい生活ができるように支援する。

□ 重点項目

- (1) 感染予防対策と危機管理の徹底に努める。
- (2) 地域との連携により、入居者の持っている個々の力が発揮できるようサービスを提供し、社会貢献と社会参加に繋げる。
- (3) その人らしい暮らしを続けるため、本人主体の楽しみの充実を図る。
- (4) LINE電話やホームページの更新頻度を多くするなど、家族とのコミュニケーションを図り、信頼関係の再構築に努める。
- (5) 認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を行い、『認知症の人にやさしいまち・うじ』の一役を担う。

- (6) コロナ禍でも可能な限りリモート研修へ参加し認知症に関する知識の向上に努め職員の質の向上を図る。

□ 年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|--|-----|--------------------------------|
| 4月 | 花見 (リモート) | 10月 | 秋祭り (ハロウィン) 無人販売 |
| 5月 | 子供の日 (手作り作品の贈呈) | 11月 | 文化祭 (横島コミュニティーセンターに出展) 紅葉見学 |
| 6月 | あじさい見学 (リモート) | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 七夕 | 1月 | 初詣 |
| 8月 | (ビアガーデン) | 2月 | 節分 |
| 9月 | 敬老会 (園児との交流) 家族交流会 (グループホーム・複合型) | 3月 | ひな祭り |

【看護小規模多機能型居宅介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、医療・介護の一体的なケア (通所・訪問介護・訪問看護・宿泊サービス) を365日行い、看護及び介護の両面から在宅生活の継続を図る。

□ 重点項目

- (1) 感染予防対策の強化と危機管理の徹底に努める。
- (2) WEBを活用した情報発信を行い、地域との連携、協力、信頼を深め、社会参加及び社会貢献につなげる。
- (3) 関係機関との連携を強化、有機的な連携を図り、医療ニーズの高い利用者の在宅生活の継続を図る。
- (4) 利用者のニーズに応じたコロナ禍での本人主体の楽しみの充実を図る。(宅配サービス利用、施設内のレクリエーション等)
- (5) 職場風土・環境の改善に取り組み、職員満足度の向上を目指す。
- (6) コロナ禍でも積極的にリモート研修へ参加し、認知症に関する知識を深め、職員の質の向上を図る。

□ 年間行事計画

| 月 | 行 事 | 月 | 行 事 |
|----|-----------------|-----|------------------|
| 4月 | 花見ドライブ | 10月 | 運動会 |
| 5月 | 母の日 | 11月 | 文化祭 (集会所)、紅葉ドライブ |
| 6月 | 父の日 | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 七夕 | 1月 | 年賀遊び |
| 8月 | 夏祭り | 2月 | 節分 |
| 9月 | 敬老会、家族交流会 (WEB) | 3月 | ひな祭り |

2. 職員関連

□ 諸会議

| 会議名称 | 頻度 | 内容 |
|--------------|--------|---|
| 地域運営推進会議 | 1回/隔月 | 通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況に関すること 看護小規模多機能型居宅介護が提供するサービスの質の評価に関すること 地域の特性や課題を知り多職種、地域住民との連携から改善に取り組む活動を提案する |
| 鳳凰・槇島合同管理者会議 | 1回/月 | 法人内施設運営全般に関すること |
| 職員会議 | 随時 | 重要事項及び情報伝達 職員の労務に関する協議 |
| 運営会議 | 1回/月 | 施設運営全般に関すること 重要案件の検討、決定 |
| グループホーム会議 | 1回/月 | グループホームの運営、サービスに関すること |
| 看護小規模多機能型会議 | 1回/月 | 看護小規模多機能型居宅介護の運営、サービスに関すること |
| グループホーム合同会議 | 1回/3ヵ月 | グループホーム間の運営、サービスに関すること |

□ 諸委員会

| 委員会名 | 頻度 | 内容 |
|----------------|-------|---|
| 安全対策・身体拘束廃止委員会 | 1回/月 | リスクマネジメントに関すること 施設内での身体拘束に係る実地・意識調査に関すること |
| 感染対策委員会 | 1回/隔月 | 感染対策に関すること 衛生管理に関すること |
| QMS委員会 | 随時 | QMSの運用管理に関すること 介護保険に関すること 介護保険自主点検の実施に関すること |
| サービス向上委員会 | 1回/月 | 業務改善等に関すること ボランティアの受け入れに関すること 機関紙に関すること |
| 教育委員会 | 1回/月 | 職員の教育に関すること |
| 防災委員会 | 随時 | 防火・防災管理に関すること 消防訓練・水害訓練に関すること |

3. 職員教育及び研修

教育委員会が中心となり、職員の教育に取り組む。新規及び中途採用職員には入職時オリエンテーションを行い、組織の理念、目標、方針等を伝えて理解を促し、OJTを通して早期に職場へ適応できるように教育をすすめる。また、チームの一員として与えられた役割を自覚し、行動がとれるようにプリセプターシップを実施していく。

研修内容に関しては、全職員を対象とした施設内研修、新規採用者の3ヶ月後、1年後のフォローアップ研修を実施していく。

さらに各部署ごとで勉強会を実施し、専門知識や技術の向上を図るとともに外部研修、特

にWEB研修などは、積極的に参加することでケアの質や介護技術などの向上に努めていく。

研修及び勉強会の一部や、係長以上の役職者研修については、京都認知症総合センターと鳳凰槇島との合同で行う。